

第15回入善町農業委員会議事録

令和3年10月5日午後1時30分から第15回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	

欠席委員 2名

3番 寺田 晴美	18番 長原 均
----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第56号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。稲刈りもそろそろ落ち着いたことと思います。新型コロナウイルスの状況も、一旦落ち着きを見せてきました。農業委員会の懇親会などでできればと思っておりますが、それもなかなか難しいかと感じております。引き続き、気を引き締めてまいりましょう。それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第15回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番永山委員と14番吉原委員に決

定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町栲山新〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は3,111㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町栲山新〇〇の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることができます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は事務所から約130mのところであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年300日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、136,343.5㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った私から補足説明をいたします。この案件は富山県農林水産公社を通じた特例事業による売買であります。出し手と受け手は、親戚の関係です。牧草地として利用されていたこともある農地で、このたび認定農業者である受け手に所有権移転されることになりました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第56号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第56号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は、入善町栲山〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,769㎡の計1筆です。

貸渡人は入善町栲山〇〇の〇〇さん、借受人は入善町栲山〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農業用施設敷地」です。

借受人の〇〇さんは、水稻及び大豆を中心に、現在約13haを経営する農業者です。今後、経営規模を拡大する予定であることから、新たな農業用施設が必要となり、自宅に隣接した申請地を転用申請するものです。

申請面積は、乾燥機、農業用機械等を収容する格納庫、車両置き場及び資材置き場として利用するための必要最小限の面積です。

また、雨水排水については、隣接している用悪水路に排水します。
申請地は農用地区域内農地ですが、転用目的が「農業用施設敷地」であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問

題がないと考えます。

この申請地は、令和3年7月6日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続きまして、申請番号2番。申請地は入善町入膳字下諏訪〇〇、同じく字下諏訪〇〇の計2筆、台帳地目はともに田、現況地目はともに雑種地で、合計面積は1,702㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「資材置場敷地」で、契約内容は「所有権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、建設業を営んでおり、建築工事・土木工事、建築設計等を中心に事業を行っている会社ですが、今回の申請地を資材置場として利用するため、転用申請することとなりました。

この土地は、平成10年ごろに農地法の許可を得ずに公共工事の際に発生する残土置き場として貸出し、以降雑種地の状態となっており、今回始末書をつけての転用申請となります。

申請面積は、仮設資材置場や公共残土の一時仮置き場として利用するために必要な面積と考えられます。また、雨水排水については、浸透式となっております。

申請地につきましては、農地区分は第3種、都市計画法では用途地域内であり、立地基準では第3種農地の転用は許可することができることから問題ないと考えます。また、申請地は用途地域内にあるため、農振除外の手続きが不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書が添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上2件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

まず申請番号1番については、現地の確認を行った私から説明をいたします。譲受人は、柵山地区の中心的な担い手であり、今回の農業用施設は将来を考えると必要な面積であると考えます。

中陣委員

事務局の説明のとおりです。平成10年ごろに残土置き場として貸出されて以降、そのままになっていたところを、資材置き場として利用するという話にまとまったとのことでした。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第56号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

特にございません。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はありませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第15回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、11月9日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時00分）